② 人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ロ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合。

【役員の定義】

イ 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

ロ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ハ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

③ その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑷ 業務実施上の条件

① 法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加を希望する法人は、平成15年度以降に都市高速道路又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務及び疲労試験並びにコンクリート橋の健全度評価業務に関して完了した実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下②において同じ）から業務の評定点を受けたことがある場合には、業務の総合評定点が60点未満のものは認めない。

② 予定管理技術者に必要とされる要件

ⅰ）技術資格　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ⅱ）業務実績　下記に示される「同種又は類似業務」を、平成15年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社から業務の評定点を受けたことがある場合には、業務の総合評定点が60点未満のものは認めない。

同種業務　首都高速道路における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務及び疲労試験

類似業務　都市高速道路（首都高速道路を除く）又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務及び疲労試験

３ 技術提案書の評価基準

⑴ 技術提案書による評価

① 予定管理技術者及び予定担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）の技術資格

② 配置予定技術者の同種・類似業務の実績

③ 配置予定技術者の手持ち業務量

④ 配置予定技術者の公的機関からの表彰経験

⑤ 予定管理技術者の首都高速道路株式会社発注業務（平成25年９月以前５ヵ年間）での実績

⑵ 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

① ヒアリング対象者

ⅰ）予定管理技術者

② 評価項目

ⅰ）専門技術力

ⅱ）業務への取組み姿勢

ⅲ）質問に対する応答性

４ 手続等

⑴ 担当部局　〒103―0015 東京都中央区日本橋箱崎町43番５号　４階　首都高速道路株式会社　東東京管理局　総務・経理課　電話03―5640―4817

⑵ 現場説明書及び技術提案書作成要領の交付期間、場所及び方法

① 交付期間　平成26年１月21日（火）から平成26年１月31日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、10時から15時まで。（12時から13時までの時間を除いた時間）

② 場所　上記⑴に同じ。

③ 方法　無償にて直接交付する。

⑶ 参加表明書の受領期間、提出場所及び提出方法

① 受領期間　平成26年１月21日（火）から平成26年１月31日（金）までの毎日、10時から15時まで。（12時から13時までの時間を除いた時間）

② 提出場所　上記⑴に同じ。

③ 提出方法　持参による。

⑷ 上記２の参加資格を確認し、平成26年２月13日（木）にその結果を書面にて通知する。技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出要請を受けた者のみ技術提案書等を提出できるものとする。

⑸ 技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間　平成26年２月13日（木）から平成26年３月25日（火）までの毎日、10時から15時まで。（12時から13時までの時間を除いた時間）

② 提出場所　上記⑴に同じ。

③ 提出方法　持参による。

⑹ 見積書開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。

５ その他

⑴ 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 契約保証金　免除

⑶ 契約書の作成要否　要

⑷ 関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑸ 上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書等の提出を要請された場合であっても、技術提案書等を提出するためには、技術提案書等の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹ 技術提案書のヒアリングを行う。

⑺ 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。

６ Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 42

⑵ Subject matter of the contract : Detailed Investigations of Structures in Metropolitan Expressway.

⑶ Time-limit to express interests to 3 : 00 p.m. 31 January, 2014

⑷ Time-limit for the submission of proposals : 3 : 00 p.m. 25 March, 2014

⑸ The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑹ Contact point for the notice : General Affairs and Accounting Section, East Tokyo Operation Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 43―5, Nihonbashi-Hakozaki-cho, Chuo-ku, Tokyo 103―0015 TEL 03―5640―4817

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

シュワブ（H25）水域生物等調査検討（その１）に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 26 年１月 21 日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　武田　博史

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

１ 業務概要

⑴ 業務名　シュワブ（H25）水域生物等調査検討（その１）

⑵ 業務内容　本業務は、普天間飛行場代替施設建設事業におけるサンゴ類の分布状況及び保全措置に関する調査検討を行うものである。

⑶ 履行期限　平成26年11月30日まで